

受験番号: 33IPM013

問1

[0002] 管轄区によっては、刑事被告人や有罪判決人、または何らかの禁止命令下にある人がいわゆる足首モニターを装着することがある。足首モニターとは、個人の居場所を監視するための電子発信装置のことで、保釈や保護観察中に身柄を解放するための条件として装着の上、特定の制限下で自宅に住むことを許可される。足首モニターは、主に、電子発信装置そのものと、該装置を装着者の足首に固定するためのバンドを備える。このバンドには2つの必須要件がある。1つ目は、装着者は何らかの手段によってバンドを外し装置を取り除くことがあってはならない。2つ目は、人権侵害の告発を避けるため、バンドは、装着者の皮膚や肌に危害や怪我を負わせるものであってはならない。

[0003] 1つめの要件は実際にはかなり難しい。なぜならば、決意の固い装着者は、切る、焼く、砕くなど利用できるあらゆる手段を使って、このいらだつ物を外そうと試みるからであり、事実、この試みの途中で深刻な怪我を負った者もいる。2つめの要件に照らすと、単純にバンドをより頑丈にすることは解決にならない。

[0004] したがって、バンドの表側(外側)と裏側(内側)の表面が、まったく異なる特徴と性質を持つようにすることが自然な解決策のように思われる。

問2

[0076] 図1から11に示す第一実施形態によれば、本発明の折り畳みナイフ10は、主に刀身12と、縦方向 A に延びるハンドル14を備え、ハンドル14は収納スペースを画定するライナーブロック16を有する。

[0077] 刀身12はライナーブロック16に蝶番式に取付けられており、刀身12の基部(つまり柄に近いヒール部分)12. 1を通る回動軸18によって回動する。また、刀身12は、ライナーブロック16内の収納スペースに入った不使用位置と、ハンドル14に沿って延在する使用位置の間を回動可能にライナーブロック16に取付けられている。

[0078] 刀身12は図6に単独で示されており、外見上有しているものは、縦長の刃先12. 2(または、「刃」と、反対側の背部12. 3と、先端部12. 4と、先端部の反対側にある基部／ヒール部12. 1である。基部／ヒール部12. 1は、ライナーブロック16上の回動軸18のための穴20を有する。

[0079] ライナーブロック16が略縦方向 A に摺動し、ハンドル14内に入り込むことに気づくだろう。これを可能にするため、ハンドル14は、底部24と底部24から延びる2つの羽部26を持つ U 形のハンドル本体22を有する。ここで示すハンドル本体22は U 形の型から作られているが、代わりに、組み立てによって作られても良い。ハンドル本体22は、金属またはその他の適当な材料から作られればよい。

問3

1. 天然石、コンクリート、陶磁器等を切断するための切断工具であって、

特大直径ディスク(10)を備え、

前記特大直径ディスク(10)は、その外縁(12)上に周方向(U)に互いに間隔をあけて配置された複数の切断セグメント(16)を画定する手段と、

放射状に外向き且つ軸状に開き、前記複数の切断セグメント(16)を互いに隔て、切断作業中に削りくずを受け入れ排出するように設けられた複数の溝部(14)を画定する手段、とを有し、

前記複数の切断セグメント(16)のそれぞれは、周方向に長尺であり、その表面に少なくとも一対の切断部を画定する手段を有し、

前記一対の切断部のそれぞれの全長は軸方向に対向する側面を有し、軸方向に均一な厚さを有し、前記周方向(U)に波形および Z 字形のうち少なくとも一つの形を有し、互いに隣接して軸方向に対向する切断部の表面同士は互いに間隔を置いて配置されて、その間に放射状に外側に開いた連続的な周方向に延在するチャンネル(22, 24)を画定しており、

前記切断部のそれぞれは、前記長尺に沿って互いに間隔を開けて交互に配置された複数の凸部と複数の凹部を画定する手段を有し、一つの切断部の一側面上の前記凸部が、前記一方側に対向する別の切断部の側面上の前記凹部に嵌ることにより、前記ディスク(10)の回転時の平面で前記周方向に延在するチャンネル(22, 24)が遮断されずに連続することを阻止する切断工具。